

## 奈良県市町村合併支援本部設置要綱

## (設置目的)

第1条 県内における自主的な市町村合併の円滑な推進を支援するため、奈良県市町村合併支援本部(以下「支援本部」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 支援本部は、前条の設置目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 市町村合併の推進支援のための施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 市町村合併の推進に向けた気運の醸成に関すること。
- (3) その他市町村合併の推進に関する重要事項に関すること。

## (構成等)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事を、本部員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、支援本部を代表し、支援本部を統括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、本部長があらかじめ定める順序によりその職務を代行する。

## (支援本部の会議)

第4条 支援本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

## (幹事会)

第5条 支援本部に、支援本部の会議に付すべき事案の調査検討及び本部長の指示する事項の処理を行わせるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事により構成する。
- 3 幹事長は総務部長の職にある者を、幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前条の規定は、幹事会について準用する。

## (合併協議会支援プロジェクトチーム)

第6条 支援本部に、自主的な市町村合併の取組みに対する支援の強化を図るため、法定協議会の圏域ごとに、合併協議会支援プロジェクトチームを置く。

## (庶務)

第7条 支援本部の庶務は、総務部市町村課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成13年5月16日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別 表

支援本部 本部員	幹事長 幹 事
<p>出納長            総務部長            総務部知事公室長            総務部理事(市町村担当)</p> <p>企画部長            観光交流局長            福祉部長            こども家庭局長            健康安全局長            生活環境部長            商工労働部長            農林部長            林務長            土木部長            教育長            警察本部長            水道局長</p>	<p>出納局総務課長            総務部総務課長            // 人事課長            // 行政経営課長            // 財政課長            // 市町村課長</p> <p>企画部地域政策課長            観光交流局観光課長            福祉部福祉政策課長            こども家庭局こども家庭課長            健康安全局医務課長            生活環境部県民生活課長            商工労働部商工課長            農林部農政課長            農林部林政課長            土木部監理課長            教育委員会総務福利課長            警察本部警務課長            水道局総務課長</p>



